

市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況

市町名	差別解消支援地域協議会							令和2年10月1日現在		
	設置 済み	うち共同 で設置	組織形態					設置 予定	未定	予定 なし
			差別解消法	基本法	総合支援法	虐待防止法	工夫点等			
津市	○				○					
四日市市	○									
伊勢市							必要に応じて部会を設置し、部会の決定を協議会の決定とすることで、内容により迅速な意思決定が行える。			
松阪市										
桑名市					○					
鈴鹿市										
名張市							会議体が多いため、負担とならないよう配慮した。			
尾鷲市										
亀山市					○					
鳥羽市										
熊野市							御浜町、紀宝町と共同設置			
いなべ市										
志摩市										
伊賀市										
木曾岬町					○					
東員町										
菰野町										
朝日町										
川越町										
多気町										
明和町										
大台町										
玉城町							高齢者等虐待防止ネットワーク会議と共同で設置している。			
度会町										
大紀町										
南伊勢町	○				○					
紀北町										
御浜町	○	○					熊野市、紀宝町と共同設置			
紀宝町	○	○					熊野市、御浜町と共同設置			
合計	23	3	3	4	17	3	-	0	6	0

差別解消法・・・障害者差別解消法（第17条）に基づく地域協議会の位置付けのみを有している。

基本法・・・障害者基本法（第36条）に基づく合議制の機関の位置付けを兼ねている。

総合支援法・・・障害者総合支援法（第89条の3）に基づく協議会の位置付けを兼ねている。

虐待防止法・・・障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている。